

8 資 料

- (1) 税率等一覧(平成28年度)
- (2) 最近の主な税制改正一覧

(1) 税率等一覧 (平成 28 年度)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																
市民税	個人 市内に住所を有する個人 (均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割)	均等割 3,500 円 所得割 課税標準額の 6%																																
	法人 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割) (注1) 次に掲げる法人 ・ 公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・ 人格のない社団等 ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	均等割 <table border="1" data-bbox="863 443 1439 913"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>5 万円 (注 1)</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50 人超</td> <td>12 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 千万円超 1 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 億円超 10 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>50 人以下</td> <td>41 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 億円超 50 億円以下</td> <td>50 人超</td> <td>175 万円</td> </tr> <tr> <td>50 人超</td> <td>300 万円</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割 <table border="1" data-bbox="842 949 1422 1218"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社</td> <td>12.1% (14.7%)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>9.7% (12.3%)</td> </tr> </tbody> </table> 平成 26 年 10 月 1 日より前に開始された事業年度分については () の税率	資本金等の額	従業者数	税 率	1 千万円以下	50 人以下	5 万円 (注 1)	1 千万円以下	50 人超	12 万円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円	50 人超	15 万円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円	50 人超	40 万円	10 億円超	50 人以下	41 万円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円	50 人超	300 万円	条 件	税 率	次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社	12.1% (14.7%)	上記以外
資本金等の額	従業者数	税 率																																
1 千万円以下	50 人以下	5 万円 (注 1)																																
1 千万円以下	50 人超	12 万円																																
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円																																
	50 人超	15 万円																																
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円																																
	50 人超	40 万円																																
10 億円超	50 人以下	41 万円																																
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円																																
	50 人超	300 万円																																
条 件	税 率																																	
次のいずれかに該当するもの ・ 資本金 1 億円超 ・ 法人税額 400 万円超 ・ 保険業法に規定する相互会社	12.1% (14.7%)																																	
上記以外	9.7% (12.3%)																																	

(1) 税率等一覧 (つづき)

軽自動車税	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者	区分		税率			
		原動機付自転車	50cc 以下		2,000 円		
			50cc 超 90cc 以下		2,000 円		
			90cc 超 125cc 以下		2,400 円		
	ミニカー		3,700 円				
	軽自動車及び小型特殊自動車	軽二輪車		3,600 円			
		軽三輪車	旧税率		3,100 円		
			重課税率		4,600 円		
			新課税率		3,900 円		
			電気自動車		1,000 円		
			グリーン化特例		2,000 円		
			グリーン化特例		3,000 円		
		軽四輪車	乗用	自家用	旧税率	7,200 円	
					重課税率	12,900 円	
					新税率	10,800 円	
				営業用	電気自動車	2,700 円	
					グリーン化特例	5,400 円	
					グリーン化特例	8,100 円	
			貨物用		自家用	旧税率	5,500 円
				重課税率		8,200 円	
				新税率		6,900 円	
				営業用	電気自動車	1,800 円	
					グリーン化特例	3,500 円	
					グリーン化特例	5,200 円	
			二輪の小型自動車	乗用	自家用	旧税率	4,000 円
						重課税率	6,000 円
						新課税率	5,000 円
					営業用	電気自動車	1,300 円
	グリーン化特例					2,500 円	
	グリーン化特例	3,800 円					
貨物用	自家用	旧税率		3,000 円			
		重課税率		4,500 円			
	営業用	新税率		3,800 円			
		電気自動車		1,000 円			
農耕用		2,400 円					
特殊作業用		5,900 円					
二輪の小型自動車		6,000 円					

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率						
市 た ば こ 税	売渡し等に係る製造たばこの卸売販売業者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>2,495 円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>5,262 円/千本</td> </tr> </tbody> </table>	たばこの区分	税 率	旧3級品の紙巻たばこ	2,495 円/千本	上記以外の製造たばこ	5,262 円/千本
たばこの区分	税 率							
旧3級品の紙巻たばこ	2,495 円/千本							
上記以外の製造たばこ	5,262 円/千本							
事 業 所 税	事業所等において事業を行う法人又は個人	資産割 事業所床面積 1 m ² あたり 600 円 免税点 事業所床面積 1,000 m ² 従業者割 従業者給与総額の 0.25% 免税点 従業者数 100 人						
入 湯 税	鉱泉浴場において入湯する入湯客 課税免除の規定により現在課税施設なし	1 人 1 日 150 円						
固 定 資 産 税	土地・家屋・償却資産の所有者	課税標準額の 1.4% 免税点 土 地 30 万円 家 屋 20 万円 償却資産 150 万円						
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	課税標準額の 0.3% 免税点 固定資産税と同じ						
特別土地保有税	土地の保有者又は取得者 平成 15 年度以後の新規課税停止	保有分 土地の取得価格の 1.4% (固定資産税相当額を控除) 免税点 5,000 m ² 取得分 土地の取得価格の 3% (不動産取得税相当額を控除) 免税点 5,000 m ²						
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体が所有する固定資産で貸付資産等	算定標準額の 1.4%						
国民健康保険税	世帯主	医療給付費分 所得割 基礎控除後の総所得金額等 × 7.2% 資産割 当該年度分の固定資産税額 × 27% (土地及び家屋) 均等割 被保険者 1 人につき 10,500 円 平等割 1 世帯につき 16,000 円 ・ の合計額 51 万円超の場合は 51 万円 後期高齢者支援金等分 所得割 基礎控除後の総所得金額等 × 2.6% 均等割 被保険者 1 人につき 11,000 円 ・ の合計額 16 万円超の場合は 16 万円 介護納付金分 40 歳以上 65 歳未満の被保険者のみ 所得割 基礎控除後の総所得金額等 × 0.97% 均等割 該当被保険者 1 人につき 6,700 円 ・ の合計額 14 万円超の場合は 14 万円						

(2) 最近の主な税制改正一覧

【平成21年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の導入	平成21年10月の年金支給分より、65歳以上の公的年金の受給者に対して、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。	平成21年度分から	20
	寄附金控除の見直し	控除方式を所得控除方式から税額控除方式へ変更する。 地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除する。	平成21年度分から	20
固定資産税	省エネ改修をした既存住宅に係る減額措置	平成20年1月1日以前から所在していた住宅に係る一定の省エネ改修工事に対して、翌年度の改修家屋全体に係る固定資産税を3分の1軽減する。 (減額対象面積 1戸当り120㎡相当分まで)	平成21年度分から	20
	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正	機械及び装置を中心に、資産区分の見直しと耐用年数の変更。 過去に申告のあった償却資産を含め、毎年1月1日において所有するすべての償却資産に適用される。	平成21年度分から	20

【平成22年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	寄附金税額控除の見直し	地方公共団体が条例により指定した寄附金を、個人住民税における寄附金税額控除の対象とする。	平成22年度分から	20
	上場株式等の配当所得における上場株式等の譲渡損失との間の損益通算の仕組みの導入	上場株式等の配当金等の所得について、総合課税のほか、申告分離課税を選択することを可能とする。また申告分離課税を選択した場合は、上場株式等の譲渡損失との損益通算を行うことができる。	平成22年度分から	20
市たばこ税	税率の改正	旧3級品以外のたばこ (1,000本につき) 市たばこ税 3,298円 4,618円 県たばこ税 1,074円 1,504円 旧3級品のたばこ (1,000本につき) 市たばこ税 1,564円 2,190円 県たばこ税 511円 716円	平成22年10月1日以降の売渡し等から (小売販売業者等の手持品課税を実施)	22
固定資産税	新築認定長期優良住宅に係る減額措置	平成21年6月4日以降に新築された、認定長期優良住宅に対して、新築後5年度間(3階建て以上の中高層耐火住宅では新築後7年度間)、当該家屋の固定資産税額の1/2が減額になる。 (減額対象面積 1戸当り120㎡相当分まで)	平成22年度分から	21
国民健康保険税	非自発的失業者の軽減措置	倒産・解雇などによる離職者(非自発的失業者)に対して、前年の給与所得を一定期間100分の30(7割減額)とみなして算定。	平成22年度分から	22
	低所得世帯の軽減の拡大	所得が一定金額以下の世帯に対する被保険者均等割(均等割)と世帯別平等割(平等割)の軽減割合をこれまでの6割または4割の軽減割合から、それぞれ7割、5割とし、新たに2割軽減を創設。	平成22年度分から	22
	旧被扶養者の軽減期間の延長	職場の健康保険(被用者保険)から後期高齢者医療制度に移行した当該保険者の被扶養者(65歳から74歳まで)に対する軽減措置の期間を2年間から当分の間延長。	平成22年度分から	22

【平成23年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、及び特定居住用財産の譲渡損失について、損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。	平成23年度分から	22
	確定拠出年金制度に係る改正	企業型確定拠出年金に導入される個人拠出の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。	平成23年度分から	22
固定資産税	納期の変更	第3期の納期 12月1日から12月25日まで 12月1日から12月31日まで	平成23年度から	22
都市計画税	納期の変更	第3期の納期 12月1日から12月25日まで 12月1日から12月31日まで	平成23年度から	23
国民健康保険税	医療給付費分の税率等の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得割税率 7.3% 6.5% ・ 均等割額 11,000円 9,000円 ・ 課税限度額 470,000円 500,000円 	平成23年度から	23

【平成24年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	同居特別障害者加算の特例の改組	扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。	平成24年度分から	22
	個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ	寄附金税額控除の適用下限額を2,000円(従来5,000円)に引き下げる。	平成24年度分から	23
	退職所得2分の1課税の見直し	退職所得については、(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額とされているところ、この1/2を乗じる措置を、勤続年数が5年以内の法人役員等(公務員を含む)について廃止する。	平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から	23
	退職所得10%税額控除廃止	退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。	平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から	24
固定資産税	住宅用地及び特定市街化区域農地における税負担調整措置の見直し	住宅用地及び特定市街化区域農地に係る課税標準額の負担調整措置について、据置特例を廃止。ただし、経過措置として平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据置特例を適用する。	平成24年度分から	23

【平成25年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																							
全 税 目	延滞金の特例基準割合の改正	<p>延滞金の計算根拠が変更した。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>14.6%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>納期限後1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th colspan="2">特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.6%</td> <td>特例基準割合(※2) +7.3%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合(※2) +1.0%</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。現行の特例は「商業手形の基準割引率+4.0%」 2 財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に1.0%を加算した割合。</p>		現行		本則	特例 (※1)	延滞金	14.6%	-	納期限後1か月以内	7.3%	4.3%	改正後			本則	特例		14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.2%	7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.9%	平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用	25
	現行																										
	本則	特例 (※1)																									
延滞金	14.6%	-																									
納期限後1か月以内	7.3%	4.3%																									
改正後																											
本則	特例																										
14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.2%																									
7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.9%																									
市 た ば こ 税	税率の改正(県・市 間調整による税率 の引き上げ)	<p>旧3級品以外のたばこ (1,000本につき)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>市たばこ税</td> <td>4,618円</td> <td>5,262円</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td>1,504円</td> <td>860円</td> </tr> </table> <p>旧3級品のたばこ (1,000本につき)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>市たばこ税</td> <td>2,190円</td> <td>2,495円</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td>716円</td> <td>411円</td> </tr> </table>	市たばこ税	4,618円	5,262円	県たばこ税	1,504円	860円	市たばこ税	2,190円	2,495円	県たばこ税	716円	411円	平成25年度分から	23											
市たばこ税	4,618円	5,262円																									
県たばこ税	1,504円	860円																									
市たばこ税	2,190円	2,495円																									
県たばこ税	716円	411円																									
国民 健康 保険 税	平等割額の軽減措 置の延長	国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の被保険者が一人となる世帯の場合、5年間、平等割額が半額とする現行措置に加え、その後3年間は、平等割額の4分の1を減額とする。	平成25年度分から	25																							

【平成26年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度						
法 人 市 民 税	税率の改正	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>標準税率</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が 年400万円以下の法人)</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </table>	標準税率	14.7%	12.1%	軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が 年400万円以下の法人)	12.3%	9.7%	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から	26
標準税率	14.7%	12.1%								
軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が 年400万円以下の法人)	12.3%	9.7%								
国民 健康 保険 税	低所得世帯の軽減 の拡大	所得が一定金額以下の世帯に対する被保険者均等割(均等割)と世帯別平等割(平等割)の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、国保加入者等の人数に世帯主を含めること、及び、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、1人当たりに乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げることににより、軽減対象世帯を拡大する。	平成26年度分から	26						

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税・法人市民税・軽自動車税・事業所税・固定資産税・特別土地保有税	減免の申請期限の変更	市民税等の減免申請の期限 納期限前7日 納期限	平成27年度から	26

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																												
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	平成26年から平成29年までに住居に入居した者で所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額を個人住民税の所得割から控除する。 (平成26年1月～3月...最高9.75万円、平成26年4月～平成29年12月...最高13.65万円)	平成27年度分から	25																																																												
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額(無償減資額)を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額(無償増資額)を加算する措置を講ずる。 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	26																																																												
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">二 輪</td> <td rowspan="4">原 付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125cc超～250cc以下)等</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型特殊</td> <td rowspan="3">農耕用</td> <td>200cc以下</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="3">2,400円</td> </tr> <tr> <td>200cc超400cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400cc超</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の小型特殊</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	三 輪		3,100円	3,900円	二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円	200cc超400cc以下	1,200円	400cc超	1,800円	その他の小型特殊		4,700円	5,900円	平成27年度分から(初めての車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪車以上については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。) 二輪、小型特殊に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。(平成27年度税制改正。)	26
区 分		税 率																																																														
		旧	新																																																													
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																												
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																												
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																												
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																												
三 輪		3,100円	3,900円																																																													
二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円																																																												
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円																																																												
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円																																																												
		ミニカー	2,500円	3,700円																																																												
	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円																																																												
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円																																																													
小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円																																																												
		200cc超400cc以下	1,200円																																																													
		400cc超	1,800円																																																													
	その他の小型特殊		4,700円	5,900円																																																												

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																		
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>医療給付費分</p> <table border="0"> <tr> <td>所得割税率 6.5%</td> <td>7.2% (0.7%増)</td> </tr> <tr> <td>資産割税率 30%</td> <td>27% (3%減)</td> </tr> <tr> <td>均等割額 9,000円</td> <td>10,500円 (1500円増)</td> </tr> <tr> <td>平等割額 17,000円</td> <td>16,000円 (1000円減)</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額 50万円</td> <td>51万円 (1万円増)</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援均等分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賦課限度額 12万円</td> <td>16万円 (4万円増)</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賦課限度額 9万円</td> <td>14万円 (5万円増)</td> </tr> </table>	所得割税率 6.5%	7.2% (0.7%増)	資産割税率 30%	27% (3%減)	均等割額 9,000円	10,500円 (1500円増)	平等割額 17,000円	16,000円 (1000円減)	賦課限度額 50万円	51万円 (1万円増)	後期高齢者支援均等分		賦課限度額 12万円	16万円 (4万円増)	介護納付金分		賦課限度額 9万円	14万円 (5万円増)	平成27年度分から	27
	所得割税率 6.5%	7.2% (0.7%増)																				
	資産割税率 30%	27% (3%減)																				
均等割額 9,000円	10,500円 (1500円増)																					
平等割額 17,000円	16,000円 (1000円減)																					
賦課限度額 50万円	51万円 (1万円増)																					
後期高齢者支援均等分																						
賦課限度額 12万円	16万円 (4万円増)																					
介護納付金分																						
賦課限度額 9万円	14万円 (5万円増)																					
子育て世帯への経済的な負担の緩和策	<p>平成27年度からの税率改正に伴い、子育て世帯などへの緩和措置を図るため、医療給付費分の均等割額を減額する。</p> <p>対象被保険者 平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた被保険者</p> <p>軽減額 対象被保険者1人あたりの医療給付費分均等割額の改正前と改正後の差額</p>	平成27年度分から	27																			
低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>軽減判定所得金額をあげるにより、軽減対象世帯の拡大を目指す。</p> <p>5割軽減判定所得 33万円 + (24万5千円 × 国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数) 以下 33万円 + (26万円 × 国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>2割軽減判定所得 33万円 + (45万円 × 国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数) 以下 33万円 + (47万円 × 国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成27年度分から	27																			

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																											
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	<p>仮特別徴収税額の計算方法を見直し、全体の特別徴収税額の平準化を図る。</p> <p>平準化を図るために、仮特別徴収税額が前年度分の公的年金等にかかる個人住民税額の2分の1に相当する額となる。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収が継続されることとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額 × 1 / 3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額 × 1 / 6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1 / 6)</td> <td colspan="3">(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額 × 1 / 3 (2月分と同額になる)			(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3			改正後	前年度の年税額 × 1 / 6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1 / 6)			(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用。	25
		仮徴収			本徴収																										
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																								
改正前	前年度の本徴収額 × 1 / 3 (2月分と同額になる)			(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3																											
改正後	前年度の年税額 × 1 / 6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1 / 6)			(年税額 - 仮徴収額) × 1 / 3																											
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から(平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	<p>確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。</p>	平成28年度分から(平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																		
軽自動車税	税率の改正	<p>最初の新規検査から14年目以降の軽四輪車等について、加算した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円	営 業 用	5,500円	8,200円	貨物用	自 家 用	4,000円	6,000円	営 業 用	3,000円	4,500円	三 輪		3,100円	4,600円	平成28年度分から	26									
	区 分				税 率																																	
旧			新																																			
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円																																		
		営 業 用	5,500円	8,200円																																		
	貨物用	自 家 用	4,000円	6,000円																																		
		営 業 用	3,000円	4,500円																																		
三 輪		3,100円	4,600円																																			
税率の改正	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成()かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成()かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成()かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成()かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成28年度分	26
区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																
	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																	
たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄のたばこの特例税率を廃止し、改正条例附則において、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。 (年度ごとの税率(1,000本につき))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	税 額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年度	2,925円	430円	平成29年度	3,355円	430円	平成30年度	4,000円	645円	平成31年度	5,262円	1,262円	平成28年度分から	27																
年 度	税 額	引上げ額																																				
改正前	2,495円																																					
平成28年度	2,925円	430円																																				
平成29年度	3,355円	430円																																				
平成30年度	4,000円	645円																																				
平成31年度	5,262円	1,262円																																				
国民健康保険税	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 5割軽減判定所得 33万円+(26万円×国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数)以下 33万円+(26.5万円×国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数)以下 2割軽減判定所得 33万円+(47万円×国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数)以下 33万円+(48万円×国保加入者及び 特定同一世帯所属者の人数)以下 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成28年度分から	28																																		

【平成29年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人 市民 税	金融所得課税の一体化	金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する。	平成28年1月1日以後に支払を受けるものから	25
	給与所得控除の見直し	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について230万円の上限を設ける。	平成29年度分から	26

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人 市民 税	給与所得控除の見直し	給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除額について220万円の上限を設ける。	平成30年度分から	26